

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人前島医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 鹿児島市郡山町1308番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成1年8月31日

- (4) 設立登記年月日 平成1年9月5日

- (5) 役員及び評議員

| | 氏 名 | 備 考 |
|-------|--------|---------|
| 理 事 長 | 前島 裕司 | 前島医院管理者 |
| 理 事 | 前島 彩 | |
| 同 | 前島 裕幸 | |
| 同 | 前島 眞理子 | |
| | | |
| 監 事 | 松本 聡子 | |
| | | |

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種類 | 施設の名称 | 施設の医療機関コード 又は介護事業所番号 | 開設場所 | 許可病床数 |
|-----|-------|-------------------------|-------------------|-------|
| 診療所 | 前島医院 | 4610123582 | 鹿児島市郡山町1308 番地 | 病床なし |

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

| 種類又は事業名 | 実施場所 | 備考 |
|---------|------|----|
| 該当なし | | |

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

| 種類 | 実施場所 | 備考 |
|------|------|----|
| 該当なし | | |

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年11月 決算報告書承認

事業計画並びに収支予算承認

様式 2

法人名 医療法人前島医院

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市郡山町1308番地

財 産 目 録

(令和5年9月30日現在)

| | |
|------------|-----------|
| 1. 資 産 額 | 46,232 千円 |
| 2. 負 債 額 | 16,226 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 30,006 千円 |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 |
|--------------------|--------|
| A 流 動 資 産 | 24,716 |
| B 固 定 資 産 | 21,515 |
| B' 繰 延 資 産 | |
| C 資 産 合 計 (A+B+B') | 46,232 |
| D 負 債 合 計 | 16,226 |
| E 純 資 産 (C-D) | 30,006 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 3

法人名 医療法人前島医院

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市郡山町1308番地

貸借対照表

(令和5年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|----------|--------|--------------|--------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| I 流動資産 | 24,716 | I 流動負債 | 8,272 |
| II 固定資産 | 21,515 | II 固定負債 | 7,953 |
| 1 有形固定資産 | 6,145 | 負債合計 | 16,226 |
| 2 無形固定資産 | 755 | 純資産の部 | |
| 3 その他の資産 | 14,614 | 科目 | 金額 |
| III 繰延資産 | | I 資本金 | 8,000 |
| | | II 利益剰余金 | 22,006 |
| | | 1 代替基金 | ××× |
| | | 2 その他利益剰余金 | 22,006 |
| | | III 評価・換算差額等 | ××× |
| | | IV 基金 | ××× |
| | | 純資産合計 | 30,006 |
| 資産合計 | 46,232 | 負債・純資産合計 | 46,232 |

様式 4 - 2

法人名 医療法人前島医院

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市郡山町1308番地

損 益 計 算 書

(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------|---------|
| I 事業損益 | |
| A 本来業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 112,431 |
| 2 事業費用 | 107,986 |
| 本来業務事業利益 | 4,444 |
| B 附帯業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | |
| 2 事業費用 | |
| 附帯業務事業利益 | |
| 事業利益 | 4,444 |
| II 事業外収益 | 177 |
| III 事業外費用 | 17 |
| 経常利益 | 4,604 |
| IV 特別利益 | 108 |
| V 特別損失 | |
| 税引前当期純利益 | 4,713 |
| 法人税等 | 936 |
| 当期純利益 | 3,776 |

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人前島医院
所在地 鹿児島市郡山町1308番地

※医療法人整理番号

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類 | 名称 | 所在地 | 総資産額 (千円) | 事業の内容 | 関係事業者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|----|-----|--------------|-------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| なし | | | | | | | | | |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

| 種類 | 氏名 | 職業 | 関係事業者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|----|----|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| なし | | | | | | | |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人前島医院
理事長 前島 裕司 殿

私（注1）は、医療法人淳風会の令和5年会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年12月15日
医療法人前島医院
監事 松本 聡子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。